

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年 3月21日(木) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優						
副会長	2 番	岩倉 節夫						
委 員			4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義		
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永		
			10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉		
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄		
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士		
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文				

欠席委員 2名

欠席者 3 番 栗田 美博 9 番 西岡 登士男

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広
職 員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	非農地証明願承認の件
議案第3号	農地改良に係る届出の件
議案第4号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、3 月の定例会を開会します。
本日、 3 番 栗田委員さん
9 番 西岡委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は 19 名中 17 名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、13 番 白川委員さん、
14 番 三原委員さん よろしくお願ひします。
本日の議案につきましては、議案第 1 号から議案第 4 号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 4 件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請書審議の件を議題とします。
今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、4 番は白川委員に御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3 条 説明) (3 条申請)

【番号 1】 所有権移転(売買) 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字 番 1 田 761 m² 1 筆 地籍合計 761 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2991 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和 6 年 2 月 5 日
■現地調査実施日
令和 6 年 3 月 6 日
■営農計画書(様式第 3 号)
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 175 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 2】 所有権移転(贈与) 3 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 生前一括贈与 ■譲受人事由 生前一括贈与
■申請地 四條字 番 3 田 150 m² 他 3 筆 地籍合計 2925 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6069 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和 6 年 2 月 6 日
■現地調査実施日
令和 6 年 3 月 6 日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（贈与） 3筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 生前部分贈与 ■譲受人事由 生前部分贈与

■申請地 新目字 [] 番1 田 955 m²他 3筆 地籍合計 1744 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3990 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年2月28日

■現地調査実施日

令和6年3月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1の担当委員 高橋委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明3条-1)
去る17日に現地調査を行いまして、[]さんと[]さんのお二人にお会い致しました。譲渡人の[]さんは高齢で後継者はいないということで、田んぼも今はシルバーに草を刈ってもらって草も全部処分してもらっています。後継者もいないので、何とかしたいとご本人も言うておりました。[]さんの方は規模拡大で農地が欲しかったようで、双方の意見が一致しました。詳細につきましては事務局の説明通りで、何も問題点はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2 は私が説明いたします。

中浦委員 (補足説明 3条-2)
[]さんの父から長男さんへの生前一括贈与の件ですが、現地確認をしてご本人ともお会いしてきました。詳細は事務局の説明通りでございます。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、岩倉副会長、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 3条-3)
先般、[]さんのお父さんとお会いしました。子供さんとはお会いできませんでしたが、お父さんの方とお話しました。贈与はしますが、私は手伝いをしますということです。問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 1 号の議事参与以外の案件について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号の議事参与以外の案件について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、4 番を審議しますので、白川委員さん、ご退席をお願いします。(白川委員 退席)

会 長 それでは、4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3 条-4 番 説明)

【番号 4】 所有権移転(贈与) 1 筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 佐文字 番 田 464 m² 1 筆 地籍合計 464 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 25317 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和 6 年 2 月 16 日

■現地調査実施日

令和 6 年 3 月 6 日

■営農計画書(様式第 3 号)

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 300 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 続きまして、4 番の補足説明を臼杵委員さんよろしく願いいたします。

臼杵委員 (補足説明 3 条-4)

番号 4 の説明をさせていただきます。18 日に現地確認を行いました。田んぼの状況は良好で、お聞きした内容によりますと、さんが二十数年に渡って管理されていて、それに鑑みて今回の贈与となったようです。後の説明は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。補足説明は以上になります。議案第 1 号の 4 番につきまして、皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

- 会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 1 号の 4 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 1 号の 4 番について、原案のとおり許可することに決定しました。それでは、白川委員さんに入室をしていただきます。
(白川委員 入室)
- 会 長 続きまして、議案第 2 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)

番号 1 山林(荒廃)

- *申請地: 岸上字 [] 番 1 地目: 畑 面積: 202 m²
- *農地区分: 第 2 種農地～町立満濃南小学校より南西側約 1.3 km に位置する農地。
- *申請目的: 山林(荒廃)
- ～本申請地は、山林に隣接し労力不足等から、管理ができておらず、少なくとも 20 年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
- *登記簿添付: 申請地～1 筆
- *近隣の 20 年以上未耕作証明書添付
- 適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
- ※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準
- 3) 20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地
- 6) 利用状況調査により再生利用が困難な農地と判定された土地

番号 2 農業用施設(農機具倉庫・通作路)

- *申請地: 四條字 [] 番 4 地目: 田 面積: 219 m²
- *農地区分: 第 2 種農地～役場本庁より西側約 370m に位置する農地。
- *申請目的: 農業用施設(農機具倉庫(約 109 m²)・通作路)
- ～本申請地は、自己所有の宅地と農地の間に位置しており農機具倉庫・通作路として利用をしている。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
- *登記簿添付: 申請地～1 筆
- 適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
- ※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準
- 5) ア 耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合
- イ 耕作の事業を行う者が、その農地(2 アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

番号 3 山林(荒廃)

- *申請地: 大口字 [] 番 1 他 1 筆 地目: 畑 面積: 12991 m²
- *農地区分: 第 2 種農地～仲南支所より南西側約 1.6 km に位置する農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～本申請地は、周囲が山林であり人手不足等から、管理ができておらず、少なくとも 30 年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～2 筆

＊近隣の 20 年以上未耕作証明書添付

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準

3) 20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明 非-1)
3 月 1 5 日、■■■■さんの立ち合いのもと現地確認をし、畑は■■■■さんの家の直ぐ横にあり、2 0 年前までは筍を収穫していましたが、現在は竹林になり家に覆いかぶさっている状態であり、再生困難な状態であります。以上でございます。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 2 は私が説明します。

中浦委員 (補足説明 非-2)
先ほどの 3 条の 2 番と同一の■■■■さんの件ですが、1 4 日現地確認と本人と会って話をして参りました。詳細は、事務局がかみ砕いて説明して頂いた通りでございます。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 3 の担当委員、岩倉副会長、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 非-3)
■■■■さんのところは大口ですが、一括でしようと思っていましたが森林組合が続けて切ってほしいということとなったようです。
後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地改良に係る届出の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (農地改良 説明) (農地改良に係る届出書)

番号1 (農地造成)

*申請地: 川東字 番 他 12 筆 地目 田・畑

合計面積 8303 m²

*農地区分: 第2種農地～琴南公民館より北側約 1.8km に位置する農地

*改良後の地目: 畑

*申請目的: 農地造成

～本申請地は、山間部に位置し土地の高さが不揃いで営農効率が悪い為、盛土により高さを合わせて営農効率を改善した農地とするため。

*登記簿添付: 申請地～13 筆

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地: 盛土～最大 15m 礫質土

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書: 土地改良区に属さない為、なし

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当委員、雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 農地改良-1)

3月17日に現地確認を行い さんに話をお伺い致しました。 さんにはお会いできませんでした。 さんの話では、10年程前までは野菜を栽培していたが、最近山からの湧き水とイノシシの被害により作物が作れなくなっているが、申請地で今後農業を行う計画があるため盛土により農地として整備したいとのことでした。今回の申請は適正であると思われます。詳細については事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり受理することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号の件につきまして、原案のとおり、受理することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画諮問(しもん)の件を議題とします。
今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の 33 番については松浦委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (議事参与以外 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の 33 番を審議しますので、松浦委員さん、ご退席をお願いします。
(松浦委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の 33 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (基盤法 33 番 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の 33 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の 33 番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、松浦委員さんに入室をしていただきます。
(松浦委員 入室)

会 長 続きまして、その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 1 番について、承認されました。ありがとう

ございました。

会 長 続きまして、その他の 2 番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 2 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 2 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 3 番、農地利用最適化推進委員の委嘱予定につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (農地利用最適化推進委員 委嘱 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 3 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 3 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 4 番、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 4 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の４番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

４月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	４月	５日(金)	締め切り
農用地利用計画変更申出書	４月	１０日(水)	締め切り
定例会	４月	２２日(月)	午前９時３０分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。